

事務事業名	太陽光発電システム・太陽熱高度利用システム設置補助事業	整理番号	34201-010
所 管	環境経済部環境課環境政策スタッフ		

事務事業の位置付け

期間	平成 18年度 ~ 平成 年度	根拠法令・要綱等	太陽光発電システム・太陽熱高度利用システム設置事業補助金交
基本計画における位置付け	基本政策	3-4 資源循環型社会の構築	関連政策
	政 策	3-4-2 省資源・省エネルギーの促進	

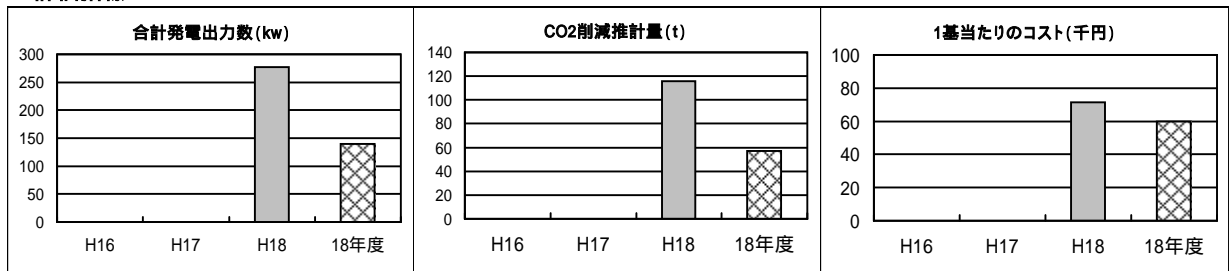
事務事業の内容

目的 (何のために)	住宅用太陽光発電システム又は住宅用太陽熱高度利用システムの設置者へ補助金を交付することにより、環境への負荷が少ないクリーンエネルギーの地域における導入を積極的に奨励し、地球温暖化防止に寄与することを目的とする。
対象 (誰・何を)	市内に自ら居住する住宅に住宅用太陽光発電システム又は高度熱利用システムを設置する市民
手段 (どのようなやり方で)	住宅用太陽光発電システム又は太陽熱高度利用システムを設置する市民の申請に基づき、それぞれ1件当たり5万円の補助金を交付する。
成果 (どのような状態にしたいか)	太陽光発電・太陽熱高度利用システムの普及により地域から地球温暖化対策に貢献できるとともに市民の意識の向上が図られる。
事務事業の背景・住民の意向	温室効果ガスの排出等が問題化しているなかで地域レベルでの取組みも必要不可欠となってきた。太陽光発電・高度熱利用システムは、市民が取り組むことができる地球温暖化対策として有効である。
見直し改善の経過	

事務事業の実績・投入コスト

年度	事務事業実績	投入コスト(千円)
平成16年度		
平成17年度		
平成18年度	設置補助件数91基	

評価指標



事務事業の評価

観点別・一次評価(担当部署の評価)		コメント	
観点別評価	必要性	当初40基の見込みであったが市民の意識の高まりにより91基の補助件数となった。設置した市民には漏れなく補助し普及を推進していくということから1基当たりの補助額を抑制しているのをさらにこの補助制度の周知を進めていく。	今後の方向性
	有効性		
	効率性		
一次評価	A		継続
二次評価(行政評価委員会の評価)		コメント	今後の方向性
二次評価	B	事務の軽減を図ると共に、補助制度の普及啓発に努められたい。	継続

改革プラン

平成19年度からの対応	補助制度の周知を図るとともに意識の啓発を推進する。
平成20年度以降の対応	補助制度の周知を図るとともに意識の啓発を推進する。
改革により予想される成果	クリーンエネルギーの導入が進み、温暖化防止に寄与できるとともに、市民の環境に対する意識の向上が図られる。